

## 静岡県国民保護計画変更案のポイント

- 構成を“ふじのくに”危機管理計画の共通様式へ変更（計画全体）  
（編、章 → 章、節）

（例） 1 ページ

変更前	変更後
第1編 総論 第1章 県の責務、…	第1章 総論 第1節 県の責務、…

- 記述方式を表形式に変更（計画全体）

（例） 1 ページ

変更前	変更後						
(1) 県の責務 県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）、「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	(1) 県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）の責務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>武力攻撃事態等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責務の内容</td> <td>国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</td> </tr> <tr> <td>根拠</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令</li> <li>・「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）</li> <li>・県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	状況	武力攻撃事態等	責務の内容	国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令</li> <li>・「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）</li> <li>・県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）</li> </ul>
状況	武力攻撃事態等						
責務の内容	国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。						
根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「法」という。）その他の法令</li> <li>・「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）</li> <li>・県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）</li> </ul>						

- 国民保護計画の等の体系（図）を記載（1 ページ）  
 ○「(1)連絡配備態勢」に危機発生時の連絡体制（図）等を記載（40 ページ）  
 ○事前配備体制（表）を記載（41～42 ページ）  
 ○参集体制、県対策本部の組織図を記載（48～49 ページ）  
 ○県対策本部における意思決定機関（本部員会議、対策会議）を記載  
 （50～51 ページ）  
 ○「解説」を記載（3～4、58 ページ）